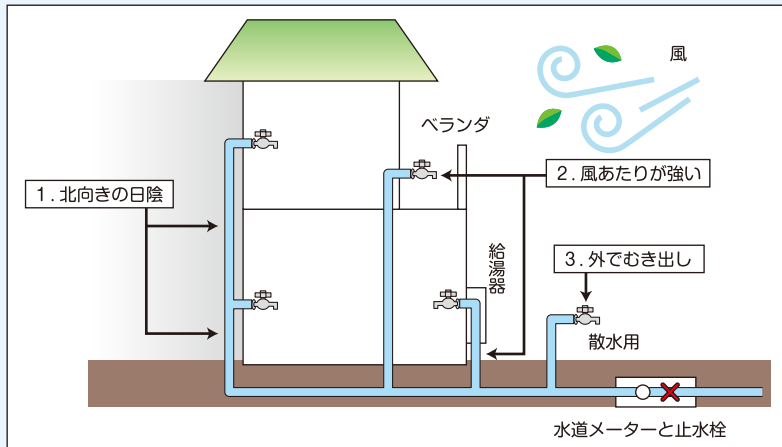


## 水道局からのお知らせ

## 『水道管の凍結』にご注意ください

- 気温が氷点下になると、水道管内の水が凍って、水が出なくなったり、水道管が破裂したりする場合があります。
- 次の図のような場所にある水道管や蛇口では、特に凍結が発生しやすくなります。

## 1. 北向きの日陰 2. 風あたりが強い 3. 外でむき出し



## Q.凍結を防ぐには？

A.露出部分の保温・凍結予防には、市販の発泡ポリエチレン系保温チューブなどの**専用の保温材**(右写真参照)を巻くと効果があります。なければ布・毛布でもかまいませんが、布自体が水に濡れると布ごと凍結するので、必ずビニール類を巻くなどして防水を行ってください。

## Q.もし、凍結したら？

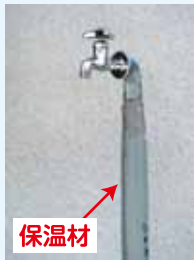
A.自然に溶けるのを待つか、タオルなどを巻き付けて**ぬるま湯**をゆっくりとかけましょう。熱湯は、水道管を破裂させる場合があるので、**熱湯を使用してはいけません。**

## Q.万一、水道管が破裂したら？

A.メーターボックス内の元栓(止水栓)を閉め、**水道局指定給水装置工事事業者**(※)に修繕をご依頼ください。

※水道局指定給水装置工事事業者は、水道局ホームページでも確認できます。

【給排水設備課 TEL:213-8521】



## 水道局からのお願い

## 転居されるときは、3日前までに連絡を！

- 転居のご連絡がないと「使用中」とみなし、水道料金・下水道使用料をお支払いいただくこととなります。
- 市内間での転居の場合は、ご希望があれば引き続きこれまでと同じ口座から料金引き落としができます。(転居連絡の際にお申込みください。)
- インターネットから、24時間いつでも水道(下水道)の使用開始・中止のお申込みができます。

「鹿児島県電子申請共同運営システム」  
(<http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima/>)

- ※携帯電話からは、右のQRコードをご利用ください。
- ※転居の3日前を過ぎていたり、使用中の検針時に集金を希望される方は、直接、電話でご連絡をお願いします。



業務受託者【ヴェオリア・ジェネッツ(株)】  
TEL:812-6171】

【鹿児島市水道局(代表) TEL:257-7111】

## 水道メーター検針にご協力ください

- 水道メーターの検針を2か月に1度行っています。正しい検針ができるよう、次のことにご協力ください。

1. メーターボックスの中はきれいにし、上に車を止めたり物を置かないでください。
2. メーターの検針日が近づいたら、飼っている犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離してつないでください。
3. 家の増改築等でメーターが床下や屋内にならないようにしてください。

- また、水道メーターの検針業務は下記の会社に委託しています。検針員が訪問する際は必ず制服を着用し、「検針等業務委託従事者証」を携帯しております。

業務受託者【ヴェオリア・ジェネッツ(株) TEL:812-6171】

【営業課 TEL:213-8514-8515】

## 宅内排水管の点検・清掃の悪質な訪問営業にご注意ください

- 「調査・点検などと称して、宅地内の排水管を調査して清掃等を勧める不審な業者が来た」との情報寄せられています。宅地内の排水管の管理につきましては次のことをご理解の上、対応していただきますようお願いいたします。

1. 宅地内の排水管は個人の財産ですので、使用者等が管理する必要があります。
2. **水道局が業者に依頼して、宅地内の排水管を調査・点検することはありません。**
3. 排水管を定期的に清掃することは管理上好ましいことですが、排水管が汚れていても、すぐに清掃が必要になるとは限りません。
4. もし清掃を頼まれるときも、その場ですぐに契約をせず、他の業者からも見積りをとるなど、十分に検討されることをお勧めします。

【給排水設備課 TEL:213-8522】

## 所有者の変更について

- 土地・建物の売買、相続、贈与等で、給水装置・排水設備の所有者が変わるときは、所有者変更の届出が必要です。
- 異動届出書の様式は、水道局のホームページからダウンロードできます。

【給排水設備課 TEL:213-8521】

## 下水道接続のお願い

- 下水道が整備された区域で、下水道に接続されていない方は、早めに水洗化工事を行ってください。

【下水道管路課 TEL:213-8542】

## 水道料金・下水道使用料の納付は安心便利な口座振替をご利用ください

【営業課 TEL:213-8514-8515】【収納課 TEL:213-8518】

## 水道モニター募集中です

- 水道局では、「水道モニター制度」により、上下水道に対するお客様の要望や意見等をお聞きしています。モニターの皆様からいただいた貴重なご意見は、事業運営の参考とさせていただきます。

<主な活動内容>●**上下水道施設見学会、意見交換会等への出席(年4回平日開催)**

●**モニター通信(レポート活動)**

1. 対象：市内に住み、市の水道が公共下水道を利用している20歳以上の人※過去2回水道モニターを経験した方は除きます。
2. 任期：1年間(平成28年4月1日～29年3月31日)
3. 人数：30人(応募者多数の場合は抽選)
4. 謝礼：年間活動費(3,000円分の図書カード)、会議1回ごとに1,000円(交通費相当)
5. 応募方法：電話、FAX、はがき、Eメールのいずれかで「**住所・氏名・年齢・性別・電話番号・応募の理由**」をお知らせください。
6. 締切：平成28年2月29日(月)【消印有効】
7. 申込先：〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号 鹿児島市水道局経営管理課まで  
電話:213-8507 F A X:252-6728 Eメール:sdkeieikanri@city.kagoshima.lg.jp



水道モニター会議の様子

【経営管理課 TEL:213-8507】

給水装置や排水設備の修繕は、水道局指定工事業者にご依頼ください！詳しくは 給排水設備課 TEL:213-8521へ